

野鳥の捕獲・買い取り・販売は違法です!

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって、以下の行為は禁止されています。



野鳥の捕獲・売買



許可を受けた捕獲もしくは狩猟以外で、野鳥を捕獲することはできません。これに違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられます。



証明書や足環のない輸入野鳥の販売



世界の国々では、それぞれ野鳥の保護に関する法律があり、その法律に従って捕獲・輸出されたもの以外、日本国内での野鳥の販売は禁止されています。また、国内野鳥とすり替えられやすい輸入野鳥には足環が着いています。証明書や足環のない輸入野鳥の販売はできません。

これに違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。



野鳥の飼育



違法に捕獲・売買された野鳥を飼うことも禁止されています。

これに違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。また、愛知県では、愛玩飼養を目的とした捕獲は、許可していません。

野鳥の違法捕獲・売買・飼育を見かけた方は通報してください。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ○自然環境課 052-954-6230(直) | ○海部県民事務所 0567-24-2111(代) |
| ○東三河総局 0532-35-6113(直) | ○知多県民事務所 0569-21-8111(代) |
| ○新城設楽振興事務所 0536-23-2117(直) | ○西三河県民事務所 0564-23-1211(代) |
| ○尾張県民事務所 052-961-7211(代) | ○西三河県民事務所豊田庁舎 0565-32-7494(直) |